

広島県公営企業管理規程第一号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（略）</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる企業職員以外の企業職員 給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による。</p> <p>二（略）</p> <p>三 情報分野における専門的な知識、技術等 を必要とする業務に従事する企業職員で上 下水道部長の定めるもの 給与条例第四条 第一項第六号に規定する情報職給料表によ る。</p> <p>2 （略）</p> <p>（安全及び衛生管理） 第十二条 企業職員の安全及び衛生管理に関し ては、広島県職員安全衛生管理規程（令和七 年広島県訓令・議事事務局訓令・選挙管理委 員会訓令・人事委員会訓令・監査委員訓令・ 海区漁業調整委員会訓令・土地造成事業管理 規程・公営企業管理規程第一号）の定めると ころによるほか、一般職員の安全及び衛生管 理の例による。</p>	<p>第三条（略）</p> <p>一 次号に掲げる企業職員以外の企業職員 給与条例に規定する行政職給料表による。</p> <p>二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（安全及び衛生管理） 第十二条 企業職員の安全及び衛生管理に関し ては、広島県職員安全衛生管理規程（令和四 年広島県訓令・議事事務局訓令・選挙管理委 員会訓令・人事委員会訓令・監査委員訓令・ 海区漁業調整委員会訓令・土地造成事業管理 規程・公営企業管理規程・病院事業管理規程 第一号）の定めるところによるほか、一般職 員の安全及び衛生管理の例による。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。